

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (福祉指導課)	2
○基本測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	2
○公共測量の実施の通知 (")	2
○国土調査の成果の認証 (")	2
○道路の区域変更 (5件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (2件) (")	3
○高知県収入証紙売りさばき所の設置の承認 (会計管理課)	4
◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 (")	4
公 告	
○平成24年度登録販売者試験の実施 (医事業務課)	4
○平成24年度クリーニング師試験の実施 (食品・衛生課)	4
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	5
○土地改良区の清算人の退職 (")	5
○事務所の所在地を確知できない宅地建物取引業者 (住 宅 課)	5
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	5
入札公告	
○一般競争入札 (放置駐車違反管理システムサーバの借入れ)の公告 (警察本部会計課)	7
落札公告	
○落札者等の公告 (3件) (情報政策課)	8
○落札者等の公告 (漁業振興課)	9

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第55号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則 (平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「、計画推進課」を削り、同項第4号中「文化・国際課」を「文化・国際課、計画推進課」に改める。

第7条第1項第4号中「県民生活・男女共同参画課」を「県民生活・男女共同参画課、計画推進課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第382号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成23年法律第105号) 附則第13条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第14条の規定による改正前の地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、仁淀川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
土居	イナキガトロ	乙714から乙719まで	竹ノ谷	イナキガトロ
	タカヤブ	乙720の1、乙720の2、乙721から乙724まで		タカヤブ
	ゴヲダイ	乙725から乙728まで		ゴヲダイ
	ヲヲノヂ	乙729から乙731まで		ヲヲノヂ

マガリノモト	乙732から乙735まで	マガリノモト
ツエ	乙736から乙743まで、乙745、乙746の1、乙746の2	ツエ
ワタリアガリ	乙747から乙751まで、乙752のイ、乙752の2から乙752の7まで、乙753の1から乙753の8まで	ワタリアガリ
カヤバ	乙754から乙760まで、乙761の1、乙761の2	カヤバ
フルハタ	乙762から乙765まで、乙767から乙769まで	フルハタ
クロマツ	乙770から乙774まで	クロマツ
アカマツ	乙775から乙780まで、乙781の1、乙781の2、乙782	アカマツ
シンガイ	乙783の1から乙783の4まで、甲1926の1、甲1926のロ、甲1926の3から甲1926の7まで、甲1927の1から甲1927の4まで、甲1928の1から甲1928の3まで、甲1929の1から甲1929の3まで、甲1930	シンガイ
アミノコヲ	乙784から乙802まで	アミノコヲ
タニジリ	乙803から乙807まで、乙808の1から乙808の4まで、乙809、乙810の1から乙810の3まで、乙811の1から乙811の3まで、乙812の1から乙812	タニジリ

		の3まで、乙813の1から乙813の3まで、乙814の1から乙814の5まで、乙815の1から乙815の6まで、乙816の1から乙816の6まで、乙817の1から乙817の6まで、乙818の1、乙818のロ、乙818の3から乙818の5まで、乙819の1から乙819の6まで、乙820の1から乙820の4まで、乙821の1から乙821の4まで、甲1959、甲1960、甲1965から甲1967まで		
竹ノ谷	マツノソヲタレ	1892、1893の1、1893の2、1894の1、1894の2、1895の1、1895の2、1896の1、1896の2、1897の1から1897の16まで、1898の1、1898の2、1899の1から1899の8まで	土居	マツノソヲタレ
	上松ノソヲタレ	1900の1から1900の7まで、1901の1から1901の6まで		上松ノソヲタレ

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。
2 上記地番は、平成23年11月24日現在の登記簿による。

高知県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術者住所	指定年月日
-------	-------	-------

佐藤 康博	室戸市浮津二番町84番地	平成24年5月7日
-------	--------------	-----------

高知県告示第384号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 2 作業期間
平成24年5月25日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域
高知県内全域

高知県告示第385号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
平成24年7月2日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
高知市、室戸市、安芸市、南国市、宿毛市、四万十市及び安芸郡東洋町

高知県告示第386号

香南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）
- 2 作業期間
平成24年5月1日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
香南市

高知県告示第387号

安芸郡奈半利町東谷地区、吾川郡仁淀川町竹ノ谷及び土居の一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区、高岡郡佐川町中組及び川ノ内組の各一部地区、高岡郡越知町片岡の一部地区並びに高

岡郡日高村沖名の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
(1) 奈半利町
(2) 仁淀川町
(3) 中土佐町
(4) 佐川町
(5) 越知町
(6) 日高村
- 2 調査を行った地域及び時期
(1) 安芸郡奈半利町東谷
平成21年度及び平成22年度
(2) 吾川郡仁淀川町竹ノ谷及び土居の各一部
平成20年度及び平成21年度
(3) 高岡郡中土佐町久礼の一部
平成20年度から平成22年度まで
(4) 高岡郡佐川町中組及び川ノ内組の各一部
平成20年度から平成23年度まで
(5) 高岡郡越知町片岡の一部
平成21年度及び平成22年度
(6) 高岡郡日高村沖名の一部
平成21年度及び平成22年度
- 3 成果の名称
(1) 奈半利町地籍図及び地籍簿
(2) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
(3) 中土佐町地籍図及び地籍簿
(4) 佐川町地籍図及び地籍簿
(5) 越知町地籍図及び地籍簿
(6) 日高村地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成24年6月8日

高知県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年6月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水下分字バロウ2304番1	前	10.6 } 17.2	36
	後	11.9 } 18.4	36

高知県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年6月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水上分字竹ノ久保3420番2	前	14.9 } 25.9	23
	後	8.2 } 17.7	23

高知県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年6月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市青木町129番から須崎市東古市町1番まで	前	10.6 } 12.2	112
	後	10.6 } 12.7	112

高知県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年6月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町仕出原字マトバ754番地先から高岡郡四万十町仕出原字ホッ京ダ730番地先まで	前	3.0 } 4.8	219
	後	5.0 } 7.0	219

高知県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年6月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------	-----

	後の別	(メートル)	(メートル)
高岡郡四万十町野々川字一ノ又458番32から高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番2まで	前	2.4 } 11.1	120
	後	3.7 } 40.7	120

高知県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成24年6月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎線
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市春野町西分字馬場ノ南38番1	62	平成24年6月8日
高知市長浜字門前804番5から高知市長浜字門前802番3まで	53	平成24年6月8日
高知市仁井田字舟倉1616番4から高知市仁井田字舟倉1617番26まで	40	平成24年6月8日

高知県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成24年6月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町清水下分字バ ロウ2304番1	36	平成24年6月8 日

高知県告示第395号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第5項の規定により新たに売りさばき所の設置について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
吾川郡いの町1700-1
いの町
- 2 新たに設置される売りさばき所の所在地及び名称
吾川郡いの町長沢123番地12
いの町役場本川総合支所
- 3 承認年月日
平成24年6月8日

高知県告示第396号

平成19年4月高知県告示第262号(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部を次のように改正する。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中「産業振興推進部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付」を「産業振興推進部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに計画推進課の所掌に係る歳入金の収納」に改める。

別表第2中

県民生活・ 男女共同参 画課の出納 員	県民生活・男女共同参画課の 所掌に係る歳入金の収納に関 する事務	県民生活・ 男女共同参 画課の現金 取扱員
------------------------------	--	--------------------------------

を

県民生活・	県民生活・男女共同参画課の	県民生活・
-------	---------------	-------

男女共同参 画課の出納 員	所掌に係る歳入金の収納に関 する事務	男女共同参 画課の現金 取扱員
計画推進課 の出納員	計画推進課の所掌に係る歳入 金の収納に関する事務	計画推進課 の現金取扱 員

に改める。

公 告

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、平成24年度登録販売者試験を次のとおり行う。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
平成24年10月30日(火)午前10時30分から午後3時40分まで
- 2 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知県教育会館高知城ホール(受験者数が多数の場合は、試験の場所を追加することがある。)
- 3 試験手数料
15,000円(高知県収入証紙を受験申請書に貼り付けること。)
- 4 受験申請書の提出期間
平成24年7月24日(火)から同年8月6日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成24年8月6日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験申請書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知県健康政策部医事業務課
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部医事業務課
- 6 合格者の発表
平成24年12月7日(金)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部医事業務課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 7 その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部医事業務課(電話番号088-823-9682)

に問い合わせること。

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成24年度クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
平成24年8月30日(木)午前9時から
- 2 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階会議室
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者
(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験願書及び添付書類
(1) 受験願書(県所定の様式によること。)
(2) 履歴書(最終学歴を明記すること。)
(3) 受験資格を証明する書類又はその写し
(4) 写真(手札型(縦7センチメートル・横6センチメートル程度)とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
(5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名と現在の氏名とが異なる場合は、受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名から現在の氏名への変更の経緯が分かる戸籍の抄本又は個人事項証明書(日本国籍を有しない者にあつては、戸籍の抄本又は個人事項証明書に代えて外国人登録済証明書(備考欄に変更前の氏名及び変更年月日が記載されたもの)を添付すること。)
- 5 受験願書の配付場所
県内各福祉保健所、高知県健康政策部食品・衛生課及び高知市保健所
- 6 受験願書の受付期間
平成24年7月9日(月)から同月23日(月)まで。ただし、郵送による場合は、平成24年7月23日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先
(1) 県内居住者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所

管する福祉保健所(当該住所地又は所在地が高知市である場合にあっては、高知市保健所)

(2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)

8 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

9 試験手数料

7,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宿毛市田ノ浦土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
監事	中田 繁光	宿毛市小筑紫町呼崎37
"	宮本 春市	" 小筑紫町小浦9

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、宿毛市田ノ浦土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所
成田 密水	宿毛市小筑紫町田ノ浦 778
岡崎 求	" " 588-4
坂田 勝	" " 321
奥川 緑	" " 113
森田 輝男	" " 348
濱田 喜通	" " 734
森田 信夫	" " 396-1
成田 哲男	" " 772-2
岡崎 淳	" 小筑紫町呼崎 118-1
小面佐喜男	" 小筑紫町小浦 91

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けた次の宅地建物取引業者は、その事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定に基づき公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定に基づき、この公告の日か

ら30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成24年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

宅地建物取引業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
公明住宅サービス 下元 正晴 幡多郡黒潮町佐賀879番地1	高知県知事(8) 第1527号	平成20年7月19日

監 査 公 表

監査公表第6号

平成24年6月8日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

23高行管第333号

平成24年3月29日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)
平成24年2月20日付け23高監報第153号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 指摘とされた機関

1 幡多県税事務所

(1) 事実認定

出納員である次長が不在となる平成23年5月18日から同月26日まで及び6月6日から同月8日まで、チーフ(納税担当)を出納員とすべきところ所長にしていた。

(2) 指摘事項

上のことは、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。)第4条第3項及び高知県会計規則の施行について(平成4年3月10日3出第252号出納長、総務部長依命通達)第1の4の(6)に反する不適

正な事務処理である。

会計事務の適正な執行を確保するため、地方自治法で定められた出納機関としての出納員の役割が、十分理解されていなかったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

会計規則の規定を確認しないまま、次長の上席である所属長を指名しておけばよいと安易に考えていたものです。

(4) 措置状況

出納員をチーフ(納税担当)に交代し、所定の手続を行い金融機関への通知を行いました。

今後はこのような不適切な事務処理を行わないように、会計事務に携わる職員はじめ職員全員が、常に会計規則の規定に照らした事務処理に努めてまいります。

2 安芸土木事務所

(1) 事実認定

平成21年度県道安芸物部線地域活力基盤創造交付金工事において、先行工事として山側の掘削工事を、後発工事で山留擁壁工事の発注を行っていたが、後発工事で先行工事の設計厚を超える余掘り分についての工事費が必要となっていた。

(2) 指摘事項

上のことは、先行工事において出来高管理基準及び規格値(高知県建設工事技術管理要綱、平成17年3月3日付け土木部長通知)の適用にあたり山留擁壁工事を考慮した値とすべきところ、道路土工の掘削工の値を適用したため後発工事の工事費が過大となったものである。

今後は、このようなことがないよう適切な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

当該道路改良工事は、一般交通を仮橋から現道への早期供用を図るため、予算と工区全体のコストを考慮して先発の山手掘削工事と後発の擁壁コンクリート工事に分割発注し、各々の別業者が工事を施工したものです。

工事の品質を確保するための出来高管理基準及び規格値を定めている高知県建設工事技術管理要綱(平成17年3月3日付け土木部長通知)では、擁壁コンクリート工事を考慮した掘削工についての規格値の定めがないことから、山手掘削工事の出来高管理基準及び規格値を、同要綱の道路土工(掘削工)の規格値を適用し、幅・勾配等を管理して

いました。
この道路土工(掘削工)の規格値を適用したことで増加(コンクリート量)した工事費を、後発の擁壁コンクリート工事で計上していたものです。

(4) 措置状況

当該道路改良工事では、仮橋を早期に撤去することで全体工事として経済的になること等も考慮し、後発工事として山留擁壁工事を発注しましたが、今後は、擁壁工事を伴う山手掘削工事では、山手掘削工事と山留擁壁工事を一体として発注することを原則として、やむを得ず分割工事とする場合においては、実施設計時の特記仕様書に現場に応じた規格値を明記するなどの措置を講じて運用します。

3 中央東土木事務所

(1) 事実認定

平成22年度陸こう管理委託において、受託者が平成22年8月に死亡したことを平成23年2月に把握したため、死亡時に遡って支出負担行為の減額を行い、8月以降の管理を行っていた者と新たに協定を結ぶこととして、8月16日に遡り支出負担行為決議書を作成していた。

(2) 指摘事項

上のことは、支出負担行為決議書を作成する時期を定めた高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第43条第6項に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう委託業務の執行管理も含め適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

今回の不適切な事務処理の原因は、平成22年8月15日に死亡したことを平成23年2月に把握しましたが、死亡後も引き続き警報時には陸こうは閉鎖されており、新たな管理者(死亡した受託者の息子の配偶者)が管理していたことを確認できていたので、高知県会計規則を確認しないまま、事務処理を行ったものです。

(4) 措置状況

今後は、委託業務の執行管理には十分留意し、二度とこのようなことがないよう、高知県会計規則にのっとり適正な事務処理に努めます。

なお、陸こう常時閉鎖を推進する中で、委託先を個人から団体等に順次変更していきたいと考えています。

4 中央西土木事務所

(1) 事実認定

奥田川排水機場樋門については、長年にわたっていの町へ維持管理を委託している。平成22年度に実施した県の一斉点検において、内部のギアオイルが空になりギアが錆び付き固着していたことが原因で当該樋門が稼働しないことが判明し、修繕を行っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、いの町との水門等管理委託協定において詳細な仕様を示していなかったこと、水門等の機能を常に正常な状態に保持し、異常を発見したときは、遅滞なく県に

報告するものとした協定の趣旨が徹底されていなかったことによるものである。また、委託業務の履行確認も不十分であったと言わざるをえない。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

当該水門の管理について、受託者(いの町)と交わした「水門等管理委託協定書」において、管理仕様や異常を発見した時の報告方法などの具体的な仕様が示されていないことから、委託者と受託者との間で委託業務の内容について齟齬を来したものです。

(4) 措置状況

今回の指摘を受けて、早急に国の「水門等の操作規程」等を参考にして、具体的な点検項目や内容などを明確にした委託仕様に改め、管理と履行の確認に万全を期していきます。

23高教政第2023号

平成24年3月19日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に対する措置について

平成24年2月20日付け23高監報第153号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

(指摘事項)

機関名：高知東工業高等学校

1 事実認定

早収期限が平成23年3月22日とされている同年2月分の電気料(768,947円)の支払が遅れたため、4月に遅収加算額23,068円を支払っていた。

2 指摘事項

上のことは、定例的な毎月の支払である電気料について、支払時期を失したため遅収加算額が生じた不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

平成23年3月22日支払の電気料(平成23年2月使用分)について、失念により支払証の取り出しが遅くなり、取り出したときにはすでに取扱銀行の閉店時間を過ぎていたため当該電気料を支払えず、翌日以降に持ち越しとなったもの。

翌日(平成23年3月23日)、取扱銀行に支払証を受理してもらえなかったため、会計管理課に連絡をし、支出命令を一旦取消して、再度支出命令を行うこととなった。このため支

払が平成23年3月25日となった。

なお、支払日の平成23年3月22日は早収期限日であり、支払いが翌日以降に持ち越されたことにより、遅収料金(早収料金の3%割増)が適用され、早収料金と遅収料金の差額(23,068円)が翌月分(平成23年3月使用分)に加算されることと、納付書取扱期限日(平成23年4月21日)までに支払えば、遅収料金は同額で、日割計算はされないことを四国電力(株)に確認した。

4 今後の対応

本来必要のない支出を県に生じさせたことを深く反省し、今回の件を教訓に、会計職員相互でチェックできる体制づくりに努め、今後このようなことがないように、細心の注意を払います。

具体的には、支払いのある日を全員が確認できるよう事務室内の行事黒板の支払日の欄に、支払担当者が「支払証」と記載したマグネットを貼り付け、声を掛け合い、複数の者でチェックすることとします。

また、支払終了後には、出納員が当該マグネットを赤で囲むこととし、払い忘れのないようにすることを徹底しました。

今回の指摘事項は、他の学校でも起こりうることであるので、複数の事務職員及び出納員がチェックする体制を整えるなど、適正な事務処理に努めるよう、事務長を集めた会議や研修会を通じて指導を徹底します。

(指摘事項)

機関名：幡多農業高等学校

1 事実認定

平成23年度ガソリン外5件燃料類単価契約において、予定価格調書の予定価格欄に金額を記載していなかった。

なお、参考欄に記載した積算根拠をもとに契約していた。

2 指摘事項

上のことは、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第15条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

予定価格調書作成の際、事務担当者が積算根拠の合計額までは記入していたが、予定価格欄に記載漏れとなっていた。その後、記載漏れのまま決裁し、そのまま封入してしまったもの。

※ 予定価格の決定については、事務担当者(学校長又は事務長)が予定価格調書を作成し、担当者が自ら決裁を得ることとなっている。(平成17年4月13日付け16高教政第836号高知県教育長通知)

4 今後の対応

今後は、会計事務の基本的事項を職員間で再認識するとともに、内部体制を強化し、作成する書類に不備がないか、再度の確認を怠りなく実施することを、作成者はもちろん、決裁権者も十分肝に銘じ、二度とこのようなことがないよう、厳正な取り扱いに努めます。

他の県立学校でも、事務処理の慣れによりこのような基本的な確認行為を怠り、適正な事務処理が行われないことは起こりうることであるから、全県立高等学校に対して、なお一層、適正な事務処理に努めるよう指導します。

(指摘事項)
 機関名：清水高等学校

1 事実認定
 平成22年度産業廃棄物処理委託契約については、207,900円の見積書を徴し同額で支出負担行為を決議していたが、契約書の金額を198,000円と誤っていた。
 なお、支出額は、支出負担行為額と同額であった。

2 指摘事項
 上のことは、契約書に誤った契約金額を記載するという、会計事務に関する極めて初歩的な誤りである。また、契約書の不備に気付かないまま支払いを行っており高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条及び高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第48条の規定に反する不適正な事務処理である。
 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由
 支出負担行為を行う際、担当者において、契約金額を付さず契約書（案）を作成し、見積金額で支出負担行為決議書を作成していた。
 また、決裁の段階においても、契約金額のチェックを怠り、十分な審査がなされないまま、誤って税抜きで作成された契約書の契約金額と、支出負担行為額との照合が不十分なまま、契約書を交わしていた。支出の段階においても、出納員の審査が不十分であった。

4 今後の対応
 支出負担行為決議書添付書類の十分なチェックがなされていなかったことが原因であり、事務長・校長の決裁段階で契約書等関係書類の照合等十分な審査が行われていれば防ぐことができた事例です。
 今後は、決裁の系統を担当→事務長→校長から担当→他担当→事務長→校長とし、チェック体制を強化します。
 また、チェックポイントについて決裁者が共通理解し、高知県会計規則及び契約規則の規定を遵守し、強く反省するとともに、厳格な審査、適正な事務処理に努めます。
 他の県立学校でも、事務処理の慣れによりこのような基本

的な確認行為を怠り、適正な事務処理が行われないことは起こりうることであるから、全県立高等学校に対して、なお一層、適正な事務処理に努めるよう指導します。

(指摘事項)
 機関名：中村養護学校

1 事実認定
 早取期限が平成23年2月22日とされている同年1月分の電気料（235,408円）の支払が遅れたため、3月に遅取加算額7,062円を支払っていた。

2 指摘事項
 上のことは、定例的な毎月の支払である電気料について、支払時期を失したため遅取加算額が生じた不適正な事務処理である。
 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由
 支払証による支払については、担当者の机上メモや行事黒板への記載により、支払漏れがないよう留意していたが、支払期限当日に気がつかず支払遅延を起こしてしまったもの。事務の執行体制の問題、出納員のチェックが機能していないことが原因である。

4 今後の対応
 今後このようなことがないよう、予定表に記入するだけでなく、毎週事務室業務連絡会を行い、事務室全体で各自の業務進捗状況を確認するとともに全員の声がかげで抜かりのないようにします。
 また、他の学校でも起こりうることであるので、複数の事務職員及び出納員がチェックする体制を整えるなど、適正な事務処理に努めるよう、事務長を集めた会議や研修会を通じて指導を徹底します。

会計発第44号
 平成24年2月27日

高知県監査委員 様
 高知県公安委員会委員長
 定期監査結果に基づく措置について（通知）
 平成24年2月20日付23高監報第153号で報告のありました定期監査の結果について「指摘」とされた件につきましては、次のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

1 「指摘」とされた機関及び事項

(1) 機関
 香美警察署

(2) 事項
 ア 事実認定

平成23年3月に購入した消耗品について、支出の相手方を誤っていた。戻入処理後に正当な債権者に支払いを行ったが、支払遅延となっていた。

イ 指摘事項
 上のことは、正当な債権者に対する支出の決定をしなればならないと定めた高知県会計規則第48条の規定に反する不適正な事務処理であり、結果として支払遅延となったものである。
 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

2 措置状況等

(1) 原因
 ご指摘を受けた件につきましては、年度末の平成23年3月31日に請求書を受領し、事務処理を行ったものですが、
 ○ 出納員（会計課長）がシステムに入力する際、別の業者と勘違いして 事務処理をしたこと。
 というミスに加え、
 ○ 出納員以外の経理員（会計課員）や幹部職員によるチェック機能が不十分であったこと。
 が、支出の相手方を誤るという不適正な事務処理になったものです。

(2) 措置状況
 本件については、監査委員の指摘前に事案を把握し、手続きを是正させる措置を執っておりますが、今後の再発防止に向け、該当署はもとより県下の警察署に対して、事務処理にける原理原則の徹底や組織としてのチェック体制の確立等を指示するとともに、内部監査等の際に検証し指導するなどして、指示の徹底を図っています。

 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
 平成24年6月8日
 高知県警察本部長 加藤 晃久

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量
 放置駐車違反管理システムサーバ 一式

(2) 借入物品の特質等
 入札説明書による。

(3) 借入期間
 平成24年10月1日から平成29年9月30日まで

(4) 借入場所
 高知県警察本部

(5) 入札方法

<p>ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成24～26年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110（内線2252）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成24年6月8日（金）から同年7月18日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所 ア 日時 平成24年7月12日（木）午後1時30分</p>	<p>イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成24年7月26日（木）午前11時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年7月24日（火）午後5時までに（1）の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成24年7月18日午後5時までに3の（1）の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の（2）に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年6月29日（金）まで</p>	<p>に申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の（1）に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: 1 set of computer for parking violation management system</p> <p>(2) Deadline for tender (by hand) : 11:00 A.M. on Thursday 26 July 2012</p> <p>(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Tuesday 24 July 2012</p> <p>(4) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成24年6月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 給与システム運用保守委託業務外8業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月30日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 77,700,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続</p>
---	---	--

<p>随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号に該当するため</p> <p>~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成24年6月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成24年度財務会計システム運用委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月30日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 49,350,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号に該当するため</p> <p>~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成24年6月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成24年度県庁ネットワーク運用保守委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月29日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p>	<p>5 随意契約に係る契約金額 98,280,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号に該当するため</p> <p>~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成24年6月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 落札に係る特定役務の名称及び数量 深海潜水艇運航委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県水産振興部漁業振興課 高知市丸ノ内一丁目7番52号</p> <p>3 落札者を決定した日 平成24年5月9日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 新日本海事株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目8番7号</p> <p>5 落札金額 29,925,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日 平成24年3月23日</p>
--	--